

さいたま市立内谷中学校の部活動に関するガイドライン

【本校部活動ガイドラインの策定にあたって】

学校教育の大きな目標の一つに、健全な児童生徒の育成がある。その目標に向けて、生徒一人ひとりの個性を伸長するとともに、豊かな人間性や社会性の育成に部活動は、大きな役割を果たしてきている。しかしながら、部活動における練習時間や練習量が生徒の生活の中で大きな比重をしめ、生徒の個性を生かすという効用以上に生徒自身のみならず、生徒を支える家族の心身にも大きな負担になっている面が見られる。生徒が放課後の家庭生活の過ごし方を主体的に計画し、充実した時間を過ごす機会を確保するため、部活動の在り方についてガイドラインを作成する。

ガイドラインの策定にあたっては、スポーツ庁のガイドライン骨子（平成30年1月）、さいたま市教育委員会のガイドライン（平成30年8月）に沿って、本校のガイドラインを作成し、生徒・保護者・地域の方々に周知し、実施するものとする。

【ガイドラインの内容】

1 適切な運営のための体制整備

- 校長は、さいたま市教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校 Web ページ等で公表する。

各部活動における指導の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。なお、活動計画は前月末に提出するものとする。また、活動実績は、その活動月の末に部活動・対外運動競技等に関する実績簿の提出をもって替えることができる。

2 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。また、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。さらに、各部活動の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、教職員の過度な負担となることがないように、必要に応じて校長は、指導・是正を図る。
- 部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、運動部活動用指導手引や文化部活動指導手引等を使い、各部活動の特性を踏まえた科学的・論理的練習方法を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- 部活動顧問が技能面の指導に困難を感じている場合は、さいたま市教育委員会に部活動指導員配置や部活動サポーター派遣の依頼申請を行い、外部の教育力を積極的に導入する。
- 校長は、部活動指導員に、職務内容と生徒理解の重要性を十分に指導したうえで配置する。
- 部活動顧問は、部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底する（安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶、ジェンダー及びハラスメントに係る正しい理解、感染症への配慮、熱中症の予防、天候の急変等）

3 部活動の活動時間及び休養日の設定について

○ 部活動の活動時間及び休養日の設定について

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。
 - ※ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ※ 原則、定期テスト一週間前から休養日（部活動停止期間）とする。
- ・ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。
 - ※ 学校閉庁日は、休養日とする。
 - ※ 年末年始（12月29日から1月3日まで）は、休養日とする。
- ・ 大会やコンクール、展覧会等がある場合、直前の1か月程度前は、別の期間に振替の活動休止日を設定すれば、連続して土・日曜日に活動してもよい。ただし、その場合は、保護者の理解を得るとともに、生徒の負担過重にならないように配慮する。
 - ※ 活動計画を立案する際は、大会等前の集中練習の位置付けを考慮して、1～2ヶ月間の範囲で、活動時間が一月当たり上限44～50時間以内になるようにする。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 朝練習の時間について

- ・ 朝練習の開始時間については、生徒の睡眠時間の確保、生徒を送り出す家族の負担、学校周辺の近隣住民への配慮から授業日期间中は、午前7時20分からとする。

4 生徒の下校時間について

- 部活動を終えた生徒の完全下校時刻は日没に応じて次のように規定する。

4月～新人体育大会終了	午後6時00分（延長の場合	午後6時30分）
新人体育大会終了後～1月	午後5時00分（延長の場合	午後5時30分）
2月～3月	午後5時30分（延長の場合	午後6時00分）

- ※ 完全下校時刻とは、生徒が正門を出る時間である。

5 その他

- 生徒の安全を第一に考え、事故発生時を想定した対応まで、万全な体制づくりを行う。
- 学校事故発生時の対応は、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」に準じる。

施行 2019年5月1日
2022年4月4日 一部改正
2024年3月1日 一部改正（太字部分）